中条新田地区防災計画



令和5年8月制定

中条新田自主防災会

はじめに

2004 年に発生した中越地震からまもなく 20 年となります。『十年ひと昔』と言われていますが、当時の記憶は薄れていく傾向にあります。あの日『共助』で乗り切った住民の底力を今一度思い出して地区防災計画を推進してまいりましょう。

近年は地震だけではなく、安心・安全を脅かす災害は枚挙にいとまがありません。地球温暖化に起因するといわれるゲリラ豪雨、巨大化する台風、豪雪にテロ攻撃等々想像したくない事象を我々は克服してゆかなければなりません。

そのためには本計画の下、町内が一丸となって取り組んで行く事が必要です。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

中条新田自主防災会 防災アドバイザー 桾沢英和

目 次

1.	地区防災計画基本理念	••• 4
2.	対象地区	••• 6
3.	地域特性と予想される災害	··· 7
4.	活動の方針と体制	8
5.	具体的な取り組み	••• 9
6.	計画作成後の取り組み	··· 18
資料	抖編	
1.	十日町市ハザードマップ	···20
2.	防災資機材一覧表	····21
3.	『新田おたすけ隊』編成表	···22

1.地区防災計画基本理念

災害が発生した直後は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより、消防や 警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。

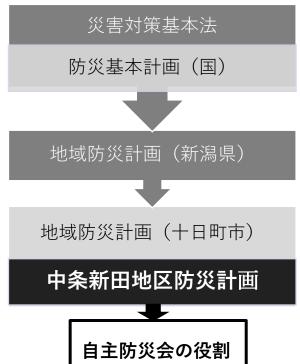
そんなとき、力を発揮するのが【隣近所をはじめとした地域の協力体制】で す。一般に【共助】といわれている部分です。

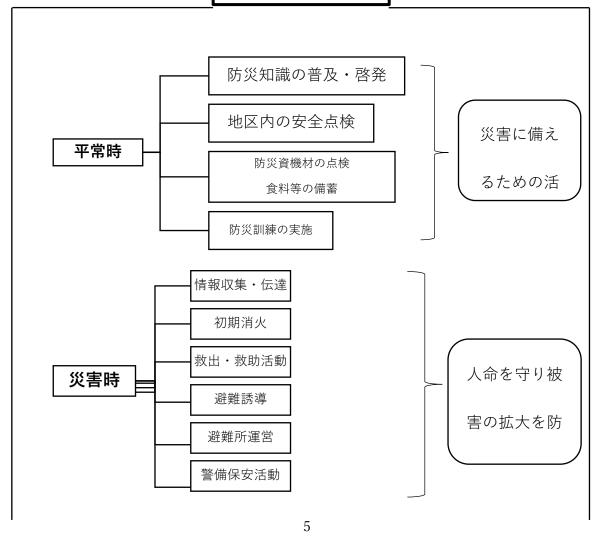
中条新田町内では、2004年の中越地震で、地域住民が自発的に活動し、被害 を最小限に減災できた実績があります。

その後、公的支援を受け防災資機材を購入するとともに、『新田おたすけ隊』という組織を 2006 年には立ち上げ、定期的に防災訓練を継続してまいりました。

このことをふまえ、【自分たちの町内は自分たちで守る】【近所で近助】という心構えで、災害に強い町内づくりを進めます。

さて、この度スタートしました『中条新田地区防災計画』ですが、これが完成形ではありません。したがいまして、当該年度の町内役員が防災会長の元、本計画の基本理念を継承しながら、年々進化させ、その時々にマッチした地区防災計画へと玉成させて行く事が求められます。





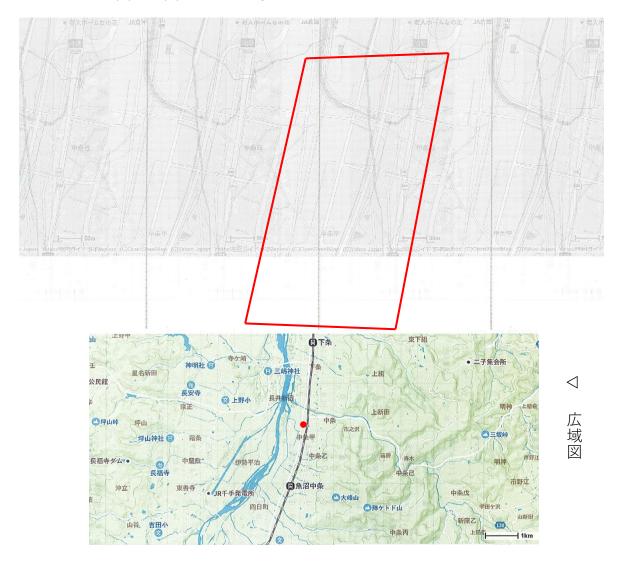
2.対象地区

☆本計画の対象となる中条新田地区は、十日町市の市街地の北 5 kmに位置する、 中条地区にあります。

☆地区の地形は信濃川の河岸段丘からなる比較的平坦な農地に囲まれた集落です。

☆南側は峠集落、東側は梅沢集落、北側は北原集落と接しています。

☆本地区の範囲を下図に示します。



3.地域特性と予想される災害

(1) 地域特性(人口及び世帯数は別紙資料編参照)

☆中条新田町内の人口は減少傾向にあり、少子高齢化の一途をたどっています。 す。

(2) 地区の気象・地形

☆国内有数の豪雪地で、交通網の寸断、家屋の倒壊、除雪中の事故等の雪害 に見舞われる危険性があります。

☆町内を南北に国道 117 号線が縦断しており、隣の北原町内との境に国道 252 号線が通じていて生活道路となっています。

☆ J R 飯山線が町内の東側を通り、踏切はあるものの遮断機が無く、小型特 殊自動車以下しか通行ができない状態です。

☆梅沢川・田尻川その他用水路(青線)が東西に流れていて信濃川へ通じています。この小規模河川等は飯山線の線路及び国道を横断しており、暗渠部で河道閉塞が発生した場合災害となる危険性があります。

☆信濃川本流からは 400mほど離れていて、河岸段丘上に位置することから、 信濃川の氾濫による被災の恐れは少ないものの、ハザードマップでは梅沢 川・しっぴつ川の扇状地帯が土砂災害警戒区域に該当しています。

☆信濃川断層帯をはじめとした活断層があり、今後の地震発生については予

断を許しません。

☆柏崎刈羽原子力発電所からの直線距離はかろうじて30kmの範囲外ですが、 風向きによっては放射性物質飛来の危険性もあります。

(3) 避難所

一次避難所	中条新田集会所	
指定避難所 (屋内)	中条小学校	
指定避難所(屋外)	中条小学校グランド	

4.活動の方針と体制

(1) 活動方針

☆中条新田町内は少子高齢化により、自主防災会発足当時に比べ活動の鈍化は否めない事実です。独自組織『新田おたすけ隊』の加入者も減少傾向の為、新たに『まかせて・おねがいネットワーク』を立ち上げたところです。
☆『新田おたすけ隊』と『まかせて・おねがいネットワーク』の二本柱を活用した防災体制で安全安心な町内づくりを推進します。

☆本計画には個人情報に関わる事項は掲載していませんが、災害時の避難・ 救助に支障をきたすことのないよう、常日頃から隣近所での【助け合い・ 気配り・目配り】が重要と考えます。

☆町内住民間の結びつきの強い地域特性を最大限に利用します。

☆防災訓練は住民の多くが参加の元、楽しく地域コミュニティを形成する場であることを目指します。

(2) 取り組みの体制

☆町内役員(各組から2名、合計10名)が当該年度の防災委員として任命を 受ける。(任期は4/1~3/31)

☆町内役員の中から正副防災会長を選任する。

☆防災委員会は毎年4月に年間防災計画を策定し、市役所総務部防災安全課 へ防災委員名簿と共に提出する。

☆年間防災計画に基づき防災活動を実施する。

☆適時防災会議を開催し、本計画の見直し・修正を行う。

☆毎年3月に防災倉庫の整理・清掃を行い、資機材の点検を実施し、次年度 担当者に引き継ぐ。

5.具体的な取り組み

(1) 平常時の取り組み

☆情報収集方法の確認

☆非常時持出品や備蓄の準備

☆防災訓練の実施

☆活動体制の整備

☆連絡体制の整備

☆避難行動要支援者の連絡・支援体制の整備

☆防災マップの見直し

☆避難経路の確認

☆指定避難所・一時避難所の確認

☆家庭での取り組みの普及・啓発

(2) 災害時の取り組み

≪地震の場合≫

①初動行動

☆大きな揺れを感じたら、自身の身の安全を確保します。

②出火防止

☆ガスコンロ等を使用している場合には速やかに消火します。

☆万一出火した場合は、自身の身の安全を第一に初期消火活動に努めます。

☆小火であっても一人での鎮火には危険が伴います。近隣に援助を仰ぎ延焼 を防ぎます。

☆消火器の能力は炎が天井まで届くようになると限界です。速やかに119 番通報をします。

③救助

☆同時に救助事案が多発すると、消防機関による救助は望めません。隣近所 と連携し、安全に配慮しながら救助資機材を用い、倒壊物やガレキの下敷 きになった人を救助します。

☆負傷者には応急手当を行い、病院へ搬送します。

(4)避難

☆一次避難所として中条新田集会所を開設します。

☆避難の際は、隣近所で安否確認と避難の呼びかけを行います。

☆お年寄りや要支援者の避難支援を行います。

☆避難所までの経路については、災害状況や余震を考慮し安全な道路を選択 します。指定避難所(中条小学校)への自家用車での避難は駐車場の関係 で利用できないことも考えられます。

☆自家用車内に避難する場合は、排気ガスが車内へ入り一酸化炭素中毒になる る危険性もあるので注意が必要です。また、エコノミークラス症候群にも 注意が必要です。

情報収集

☆防災無線・テレビ・ラジオ・スマートフォン等で地震の規模や震源地等の 情報を入手し、後々の減災に生かします。 ☆流言やデマが流布されることがあります。確かな情報源を持ち、個々人が 情報の取捨選択を心がけます。

≪風水害・土砂災害の場合≫

①発災前の行動

☆情報収集に努め、早めの備えを行います。

☆市の防災メール、インターネット(市のホームページやSNS、新潟県・ 気象庁のホームページ等)、テレビのデータ放送、市の防災行政無線など により、気象情報や注意報・警報等の確認を行います。

☆非常時持出品を確認し、避難に備えます。

☆【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示(緊急)の意味を確認しておきます。

②避難のタイミング

☆早めの避難を心がけます。特に崖崩れなどの不安がある場合には、気象警報や「【警報レベル3】高齢者避難」が出たら避難します。

☆夜間の避難は出来るだけ避けるとともに、移動する場合は、雨の量や避難 の距離、避難途中の危険性など安全確保に十分注意します。

☆近所の助け合い『新田まかせて・おねがいネットワーク』を活用して、避 難の際には皆で一緒に行動するよう努めます。 ☆災害の恐れがある場合には、市の防災行政無線や消防車等の広報車両の情報に注意します。降雨等により音声が聞こえにくい場所では各自の注意の他、近所で声掛けをするよう努めます。

(3)避難

【避難先】

☆市の指定避難所(中条小学校)とします。避難所の開設については事象の 規模や避難者の状況等に応じて判断されます。

☆中条新田集会所が一次避難所として開設される場合には、開設前の安全確認の手順に沿い、地区住民が自主的に開錠し、一時的に滞在できるようにします。集会所の鍵は、市政事務協力員・町内会計係・防災会長が保管しています。

☆自宅に待機する場合は、少しでも上の階へ移動するようにします。

【避難経路】

☆崖崩れや出水等により通行できない恐れのある道路の利用を避けます。 ☆防災マップやハザードマップを活用して安全な避難経路を確認します。

【避難行動要支援者】

☆障がい者、一人暮らし高齢者の方などに、声を掛け避難支援を行います。 ☆支援者 (活動主体) は、できるだけ早い判断に努めるとともに、防災会長 等と連絡を取り合い、避難支援を行います。

☆避難誘導を実施した支援者(活動主体)は、要支援者の避難先を防災会長 等に報告します。

④指定避難所の開設

☆開設の主体は、十日町市となります。

☆中条小学校を指定避難所として利用する町内は、中条地区の北部町内が共 同で利用します。

☆開設に合わせ、中条新田自主防災会は十日町市と協力して受付や名簿の作 成等を行います。

☆住民一人ひとりも、「自ら協力できること」に積極的に加わります。

⑤指定避難所の運営(避難生活の協力・支援)

☆避難生活の協力・支援についても、中条新田自主防災会が十日町市と協力 して行います。

☆住民一人ひとりも、「自ら協力できること」に積極的に加わります。

≪豪雪災害の場合≫

①事前の準備

☆降雪による交通支障や物資の停止に備えて、水・食料・燃料等を備蓄します。

☆長期停電に備えて、使い捨てカイロ・予備電源・懐中電灯・携帯ラジオ等 を常備します。

☆家屋等の耐震化・耐雪化に取り組みます。

☆除雪用具を常備します。

☆情報収集に努め、早めの備えを行います。

(2)避難

☆屋根雪の除雪が間に合わず、家屋の倒壊の恐れがある場合には、自主的に 防災会長等を通じて、中条新田集会所へ避難をします。

☆停電が長引く場合等、一時避難所として中条新田集会所へ避難します。

3)除雪

☆国道・市道の除雪が間に合わなくなると市民生活にも影響が現れてきます。 町内の倒壊危険家屋を隣近所で把握し、『新田おたすけ隊』とともに雪害 の低減に向けた活動を行います。

☆除雪機や重機を使っての除雪は危険を伴うため、慣れた作業でも細心の注 意を払って行います。また、作業中の機械に近づかないようにします。

☆人力による除雪作業は、体力を著しく消耗し、思わぬ疾患により命に係わる事態となります。除雪作業は2人以上で行い、作業中は携帯電話を携行します。

☆落雪式の建物からの雪の落下に注意が必要です。

☆屋根雪の除雪作業では、屋根に覆いかぶさった雪庇に気を付けます。

☆流雪溝は当地区では計画的な配水を行っておらず、国道上の融雪水が流入 する程度ですが、突如として滞留していた水が一気に押し寄せることがあ るため注意が必要です。

☆寒波が緩み暖気になった時は融雪災害や雪庇の落下等に注意が必要です。

≪その他共通した具体的取組≫

☆下記の場合中条新田集会所を、一次避難所として開設します。

この場合、防災会長等集会所鍵管理者に申し出ます。

- イ. 台風の接近が予想され、防災上不安を感じる場合
- 口、停電が長期化し個人での解決策が見通せない場合
- ハ、原発事故やテロ攻撃等により自宅より集会所の方が安全と感じた場合
- 二. 豪雪に見舞われ住宅の危険度が高じた場合
- ホ. そのほかに、一人で自宅待機しているより、集団で一時避難した方が心 強いと感じた場合

☆警戒レベルごとの対応

警戒レベル	地域の取り組み
レベル1	後の気象情報に注意を払います。
(警報級の可能性)	必要であれば一次避難所(集会所)を開錠します。
レベル2	備蓄品や災害対応の準備を行い、災害の危険性を住民
(注意報)	に周知します。
レベル3	避難行動要支援者の避難支援を行いつつ、自身も避難
(高齢者等避難)	の準備をします。また、危険が予測される場所へは近
	づかないよう注意喚起します。
	一次避難所を開設します。
レベル4	自身の安全を確保した上で、住民を避難所へ速やかに
(避難指示)	誘導します。避難所への移動がかえって危険と判断さ
	れる場合は、一次避難所や自宅内の安全な場所等への
	避難を促します。
レベル5	生命の危機が迫っていることを認識し、最善の行動に
(緊急安全確保)	努めます。

☆たとえ避難行動が空振りに終わったとしてもそのことを後に引かない。

- ☆『正常性の偏見』* に陥らない。(**自分は大丈夫と一生懸命に思い込もうとする心の作用 自分にとって都合の悪い状況を無視したり過小評価して「いつもと変わらず正常である」と心の平静を保とうとする心理現象)*☆率先避難者たれ!避難することは決して卑怯なことではありません。あなたの避難する姿を見て我に返り自ら避難する人が一人でも多くなれば幸いです。
- ☆『新田おたすけ隊』と『まかせて・おねがいネットワーク』を最大限に生かして活動します。

☆個人情報の保護<防災・生命財産の保護

☆無理な活動はしない。あなたの命がここで終わってしまえば絆リレーのバトンはつながりません。

6.計画作成後の取り組み

(1) 防災訓練の実施

☆地区の住民が災害時に計画に基づく防災活動を実践できるよう、十日町市 や消防本部・消防団等と連携して毎年防災訓練を実施します。

☆実施時期は例年7月に行われていましたが、訓練を重ねて行くたびにマンネリ化が生じ、時季を変えることも活性化につながるとの見解で、実施時期は特定せず、毎年役員の改選に合わせて防災会長を中心に年間防災計画を策定します。

(2) 計画の見直し

☆この計画については、適時防災会議を開催し継続して管理を行い、状況に 応じて見直しを図っていきます。

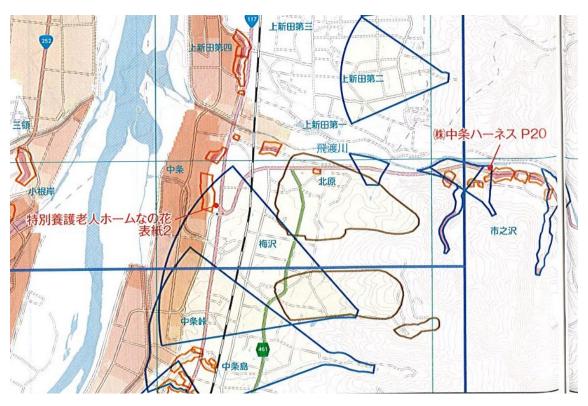
☆訓練の機会や日頃のコミュニティを通じて、計画の見直しに取り組みます。 ☆地域の取り組みや体制の変化に合わせて、必要な見直しを行います。

☆見直した場合は中条新田自主防災会が、報告・協議し、内容について、説

明会(町内総会)で住民に伝達し、改訂版を配布します。

資料編

1. 十日町市ハザードマップ



2.防災資機材一覧表

H. 20.7.8

品目	数量	摘要	単価	金額
発電機 1.6KVA	1		187,000	187,000
" 2.4KVA	1		250,000	250,000
テント	2		160,000	320,000
リヤカー	1		48,000	48,000
救急箱	1		40,950	40,950
かまど	1		38,000	38,000
水タンク	10		1,000	10,000
脚立	2		6,267	12,534
梯子 4 M	1		9,334	9,334
梯子 7 M	1		16,800	16,800
アイスボックス	3		*	*
車椅子	1		80,953	80,953
ブルーシート	10	2×3間	1,886	18,860
ガスコンロ	1		5,500	5,500
石油ストーブ	2	ポット型	21,800	43,600
"	1	ファンヒーター	83,800	83,800
17	1	"	74,800	74,800
コードリール	2		11,600	23,200
<i>n</i>	2		12,400	24,800
延長コード	3		2,870	8,610
懐中電灯	5		4,000	20,000
ヘッドライト	5		2,500	12,500
電灯	3	23W	4,900	14,700
Ŋ	2	蛍光灯	5,000	10,000
バルーン投光器	1	4 0 0 W	288,000	288,000
投光器	3	3 0 0 W	9,000	27,000
<i>1</i>)	5	替え電球	1,300	6,500
防災ラジオ	2		8,820	17,640
消火器	10		11,550	115,500
ガソリン携行缶	2	1 0 ℓ	3,780	7,560
コーン・バー	10		4,200	42,000
機材庫	1	スチール製	68,250	68,250
	ı		合計金額	1,973,791

4.『新田おたすけ隊』編成表

2023.7.23 改訂

班区分	主な業務内容	人数
救急班	ケガ・病気の手当て	
救出処置班	要救護者の救出救護	
	倒壊危険家屋の修繕及び安全点検	
給食給水班	炊き出し	10
	給水(飲料水・生活用水の調	
	達)	
災害対策班	火災の鎮圧	9
	豪雪・風水害対策	
避難所支援班	避難所の設置 人員輸送	15
	避難者名簿の作成管理 避難所	
	等の清掃	
	支援物資の配分 防犯パトロール	
情報渉外班	情報の収集・解析と安否確認	2
	官公庁・関係機関との連携	
高齢者·幼児支援班	高齢者世帯の見回り	6
	子守り	
ペット対策班	ペットの適切な管理	1
	【合計登録人数】	42

≪消防団員≫、≪民生児童委員≫、≪防災士≫

≪災害時資機材貸借協定≫

バックホウ
発電機・コンプレッサ
チェーンソー
大鍋
大型バール・かけや